**(案)**

**〇○○○会 会則**

**【会則作成の例として活用ください。】**

**（名称）**

1. **本会は、〇〇〇〇会と称する。**

**（事務所）**

**第2条 本会の事務所は、野洲市〇〇〇〇〇番地〇〇マンション〇〇号に置く。**

**（目的）**

**第3条 本会は、〇〇〇〇に関する活動を行うことにより、〇〇〇〇をすることを目的とし、**

**令和〇〇年〇〇月〇〇日に設立する。**

**（活動・事業の種類）**

**第4条 本会は、前条の目的を達成するために〇〇〇活動を行い次の事業を実施する。**

**（1）〇〇〇〇な活動**

**（2）〇〇の活動**

**（3）その他、目的の達成に必要な活動**

**（会員）**

**第5条 本会の会員は、次の下記の者とする。**

**（1）正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。**

**（2）賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。**

**（3）〇〇〇会員は、〇〇〇とする。**

**（入会）**

**第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、〇〇の承認を得るものとする。**

**（会費）**

**第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。**

**（1）正会員 〇〇〇円**

**（2）賛助会員 〇〇〇円**

**（3）〇〇会員は総会において別に会費を定める。**

**（退会）**

**第8条 会員は、退会届を〇〇に提出し任意に退会することができる。**

**2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。**

**（1）本人が死亡したとき。**

**（2）会費を〇年以上納入しないとき。**

**（役員）**

**第9条 本会に次の役員を置く。**

**（1）会長**

**（2）副会長**

**（3）監査役**

**2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。**

**3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。**

**（職務）**

**第10条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。**

**2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。**

**3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。**

**（解任）**

**第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇の議決により、これを解任することができる。**

1. **心身の故障等により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。**
2. **その他、〇〇等の〇〇があったとき。**

**（総会）**

**第12条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。**

**2 総会は、以下の事項について議決する。**

**（1）会則の変更**

**（2）解散**

**（3）事業の変更**

**（4）事業報告及び収支決算**

**（5）役員の選任又は解任**

**（6）その他会の運営に関する重要事項**

**3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。**

**（議事録）**

**第13条 総会の議事については、議事録を作成する。**

**（役員会）**

**第14条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。**

**2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。**

**（事業報告書及び決算）**

**第15条 会長は、毎事業年度終了後○か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。**

**（事業年度）**

**第16条 本会の事業年度は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。**

**（事務局）**

**第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。**

**（委任）**

**第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。**

**（変更）**

**第19条 この会則は、総会において、出席者の〇分の〇以上の承認がなければ変更できない。**

**附　則**

**1 この会則は、令和〇年〇月〇日から施行する。**